

事務事業名		地方公営企業法適用推進事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業																															
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立		事業期間																															
	施策名	311 健全な財政運営の推進		☐ 単年度のみ ☐ 単年度繰返 (開始 年度～)																															
	基本事業名	022 効率的・効果的な財政運営		☒ 期間限定複数年度 【計画期間】 28 年度～ 31 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入																															
根拠法令		地方公営企業法		予算科目																															
所属	部課名	都市整備部簡易水道事業所		会計 16 款 01 項 01 目 05 事業																															
	課長名	千葉 洋一		事務事業区分																															
	係名	簡易水道係	電話 0192-27-3111	☒ A 政策事業 ☐ B 施設整備 ☐ C 施設管理 ☐ D 補助金等 ☐ E 一般(A～D以外)																															
	担当者	橋本 邦彦	内線 172																																
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)																															
平成27年1月27日付け総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」により、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業については、平成27年度から31年度までの5年以内で、同法の全部又は一部(財務規定)を適用する公営企業会計へ移行するよう、強く求められている。 こうした状況の中、当市の簡易水道事業においては、「地方公営企業法を適用しない特別会計」で事業を運営しているところであるが、地方公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある中で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に的確に取り組むためには、財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要であることから、平成32年4月の公営企業会計の適用に向け、次の事務事業を行うものである。 ①固定資産台帳整備 ②財政計画作成 ③各種システム整備 ④出納取扱金融機関の指定と告示 ⑤勘定科目等の設定 ⑥条例、規則等の制定・改正 ⑦予定開始貸借対照表の作成 ⑧新予算書の編成 ⑨打切決算				総投入量 (千円) <table border="1"> <tr> <td>事業費</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方債</td> <td>54,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費計 (A)</td> <td>54,371</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ業務時間</td> <td>3,240</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人件費計 (B)</td> <td>12,960</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トータルコスト(A)+(B)</td> <td>67,331</td> </tr> </table>		事業費	国庫支出金		財源内訳	都道府県支出金			地方債	54,100		その他	271		一般財源			事業費計 (A)	54,371	人件費	正規職員従事人数	1		延べ業務時間	3,240		人件費計 (B)	12,960		トータルコスト(A)+(B)	67,331
事業費	国庫支出金																																		
財源内訳	都道府県支出金																																		
	地方債	54,100																																	
	その他	271																																	
	一般財源																																		
	事業費計 (A)	54,371																																	
人件費	正規職員従事人数	1																																	
	延べ業務時間	3,240																																	
	人件費計 (B)	12,960																																	
	トータルコスト(A)+(B)	67,331																																	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

財政計画作成

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

各種システムの整備

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

簡易水道事業特別会計

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

公営企業会計を適用する。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

効率的・効果的な財政運営となる。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 簡易水道事業特別会計	会計
イ	
ウ	

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 適用に必要な事務	件
キ	
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 適用に必要な事務のうち完了した事務	件
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

		年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
投入量	事業費	千円						
	財源内訳	千円						
	国庫支出金	千円						
	都道府県支出金	千円						
	地方債	千円		29,100	6,400	10,000	8,000	
	その他	千円		60	80	99	99	
	一般財源	千円						
	事業費計(A)	千円	0	29,160	6,480	10,099	8,099	0
	人件費	人		1	1	1	1	
	延べ業務時間	時間		720	160	900	900	
指標	人件費計(B)	千円	0	2,880	640	3,600	3,600	0
	トータルコスト(A)+(B)	千円	0	32,040	7,120	13,699	11,699	0
⑤活動指標	ア	会計		1	1	1	1	
	イ							
	ウ							
⑥対象指標	カ	件		9	9	9	9	
	キ							
	ク							
⑦成果指標	サ	件		1	2	5	9	
	シ							
	ス							

事務事業ID	1698	事務事業名	地方公営企業法適用推進事業
--------	------	-------	---------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

平成27年1月27日付け総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」により、本市においても計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等の確に取組むためには公営企業会計の適用が必要であることから、平成27年度に「地方公営企業法適用の基本方針」を作成し、公営企業会計の適用に向けた取り組みを開始した。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

総務省において、公営企業会計の適用の全国的な取組状況調査結果を公表し、公営企業会計の適用を協力的に推し進めている。
また、簡易水道事業の公営企業会計の適用について、当然に適用となる内容での地方公営企業法改正の検討が始まった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 公営企業会計の適用は、財務諸表等を作成することで、自らの経営・資産等を正確に把握すること可能となり、効率的・効果的な財政運営につながる。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 水道法において、水道事業の経営主体は、原則として市町村とされていることから妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 認可上7つの簡易水道事業を有しているが、会計上は1つの会計で運営しており、対象の限定・追加はできない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 企業会計を適用済みの上水道事業と統合することで、スケールメリットが生じ、効率的・効果的な財政運営が図られる見通しはあるものの、交付税措置の適用外になるなど、現行の上水道事業の負担が増加し、料金の増額改定が予想されるなど課題も多いため、一概に成果が向上するとは限らない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 企業会計を適用しない場合、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図られず、効率的・効果的な財政運営ができない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 業務委託を職員が行うことで事業費を削減できるが、現状は職員1名で対応していることから、委託せずに事業を進めることは困難であり、事業費を削減する余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 職員1名で対応していることから、業務の多くは委託する予定で、業務時間をこれ以上削減することは困難である。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 簡易水道使用者から給水負担金及び水道料金を徴収しており、負担は適正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	国からの指導もあり、引き続き計画的に公営企業会計の導入を進めていく。